



ご注意

# ガソリンを ポリ容器に入れては ダメ!



火災や爆発事故を招く恐れがあり、大変危険です。  
法律で禁止されています。



石油連盟



全石連

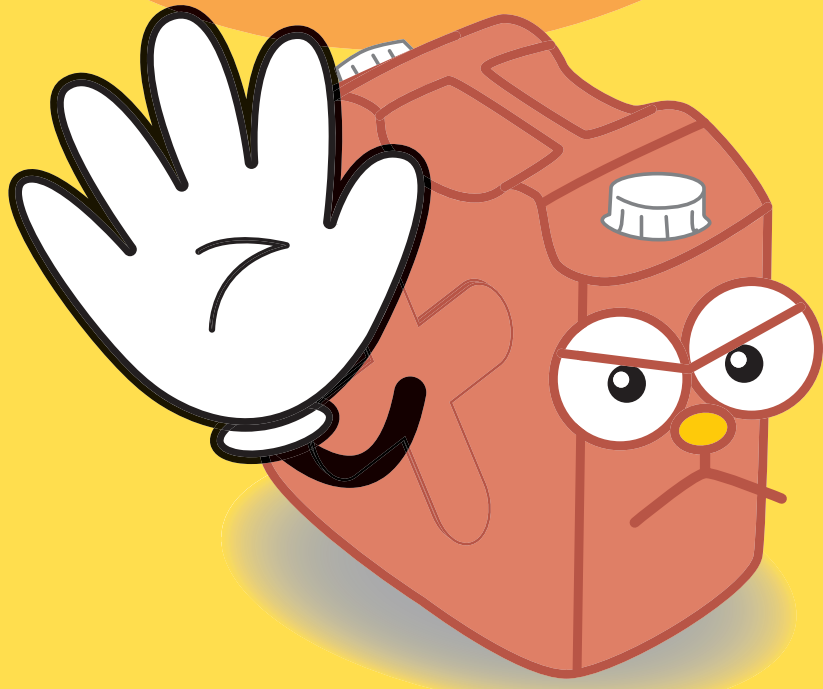


消防庁

住民とともに  
Fire and Disaster Management Agency

ポリ容器に  
ガソリンを入  
れることは  
大変危険で  
す。

ボクにガソリンを  
絶対にいれないで!!



揮発性の高いガソリンをポリ容器に入れることは、  
法律で禁止されています。



# ガソリンや軽油の買いだめに関する防火安全上の注意事項

## 1 ガソリンや軽油の危険性と容器の注意事項

### ガソリンと軽油の危険性

- ガソリンは気温が-40℃でも気化し、小さな火源でも爆発的に燃焼する物質(軽油は+40℃)です。
- ガソリンの蒸気は、空気より重いため、穴やくぼみなどに溜まりやすく、離れたところにある思わぬ火源(ライター等の裸火、静電気、衝撃の火花等)によって引火する危険性があります。
- 軽油は、大量に保管すると火災危険性が高まるとともに、一旦火災が発生すると大火災になる危険性があります。



### ガソリンや軽油を入れる容器

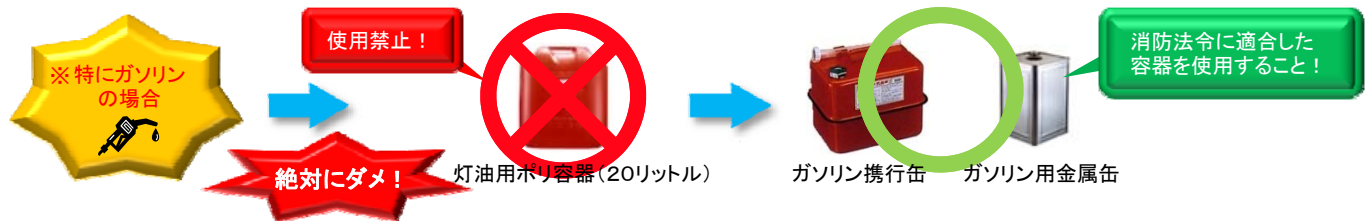
- ガソリンや軽油を入れる容器は、消防法令により、一定の強度を有するとともに、材質により容量が制限されています。
- 特に、灯油用ポリ容器(20リットル)にガソリンを入れることは非常に危険ですので行わないでください。

#### ガソリンを入れる主な容器の容量制限

プラスチック製容器	10リットル以下 ※
金属製容器	60リットル以下
金属製ドラム	250リットル以下

#### 軽油を入れる主な容器の容量制限

プラスチック製容器	30リットル以下
金属製容器	60リットル以下
金属製ドラム	250リットル以下



## 2 ガソリンスタンドでガソリンや軽油を容器で購入する際の注意事項

### ガソリンスタンドの所有者等の注意事項

- ガソリンスタンドで、自動車等へ給油するための設備を使って、ガソリンを1日あたり総量200リットル以上又は軽油を1日あたり総量1,000リットル以上、容器に入れることはできません。
- ガソリンや軽油を容器に入れる際には、利用客に対し、ガソリンや軽油の危険性を周知するとともに、容器が消防法令の基準に適合していることを確認してください。
- セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできないため、利用客が自らガソリンを入れることがないように、十分監視するようにしてください。

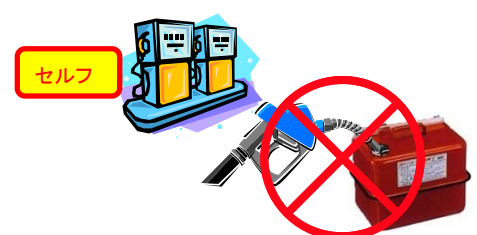
### ガソリンスタンドの利用者の注意事項

- ガソリンや軽油の買いだめは極力控えてください。
- 消防法令の基準に適合した容器で購入してください。
- セルフスタンドでは、利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。



自動車等へ給油するための設備

消防法令に適合した容器



セルフスタンドで利用客が自らガソリンを容器に入れることはできません。

給油設備を使って、ガソリンを1日あたり総量200リットル以上又は軽油を1日あたり総量1,000リットル以上、容器に入れることはできません。

### 3 ガソリンや軽油を容器に入れて保管する際の注意事項

#### ガソリンや軽油の保管

- ガソリンは、火災の発生危険が極めて高く、火災が発生すると爆発的に延焼拡大するため、**ガソリンを容器に入れて保管することは極力控えてください。**
- 軽油は、大量に保管すると、火災の発生危険が高まるとともに、火災が発生すると、大規模な火災となる危険性が高いため、**大量保管することは極力控えてください。**



#### ガソリンや軽油の保管場所

- 消防法令に適合した容器で保管する場合でも、消防法令により、合計40リットル以上のガソリン又は合計200リットル以上の軽油を保管する場合は、次のとおり建物の大幅な改修が必要となります。
- 40リットル以上200リットル未満のガソリン又は200リットル以上1,000リットル未満の軽油を保管する場合は、市町村の火災予防条例により、保管場所の壁、柱、床及び天井が不燃材料であることなど、**構造等の要件が当該条例の基準に適合している旨の書類を添えて、あらかじめ消防機関に届け出ることが必要となります。\***
- 200リットル以上のガソリン又は1,000リットル以上の軽油を保管する場合は、消防法により、壁、柱及び床を耐火構造とするなど、一定の構造等の基準に適合したものでなければ、市町村長等の許可はされません。\*

#### ガソリンや軽油の保管場所の構造等



※ 具体的な市町村長等の許可等の手続や市町村の火災予防条例については、お住まいやお勤め先のある自治体へお問合せ願います。

[担当] 総務省消防庁危険物保安室 TEL : 03-5253-7524